

新たな災害廃棄物処理県内支援体制
検討部会報告書

平成19年3月

埼玉県清掃行政研究協議会

新たな災害廃棄物処理県内支援体制検討部会報告書

目次

第1章 検討部会について.....	1
1 背景と目的	
2 検討部会の構成員及び開催状況	
(1) 検討部会構成員	
(2) 検討部会等開催状況	
第2章 現在の協力体制の問題点について.....	4
1 対象とする廃棄物	
2 協力する業務	
3 協力要請の方法	
4 支援体制	
5 市町村・県の役割	
第3章 迅速かつ実効的な支援体制の構築に関する検討について.....	7
1 支援の対象とする廃棄物範囲の明確化	
2 支援の対象とする業務内容の拡充	
3 協力の要請の見直し	
4 広域的な支援体制の整備	
5 会員（市町村等・県）の役割の整理	
6 災害に備えた事前の準備	

第4章 新たな支援体制の構築について	10
1 新たな支援体制の提案	
(1) 支援内容の拡充	
(2) 「災害廃棄物対策部会（仮称）」の設置	
(3) 支援要請の方法	
2 新たな支援体制の効果	
資料1 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱	31
資料2 先進地（兵庫県、洲本市）視察報告書	37
資料3 災害復旧事業に対する支援制度	52

第1章 検討部会について

1 背景と目的

平成7年の阪神淡路大震災や、平成16年の新潟県の中越地震や兵庫県のため風23号による大雨等、近年、大規模な自然災害が頻発し、多大なる被害が発生している。これらの大規模な自然災害（地震、台風等）に被災した場合、大量の廃棄物が発生する。

しかし、これらの廃棄物は、一時に大量に発生することや、道路やごみ処理施設等に被害が生じることなどから、被災市町村が通常の収集・運搬・処理を行うことは大変困難な状況になる。

国は、震災廃棄物指針（平成10年10月）及び水害廃棄物対策指針（平成17年6月）の中で、市町村には、災害発生時に迅速に対応をとるために、事前に組織・体制を整備し、処理計画を策定することを求め、都道府県には、市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言や連絡調整を積極的に行うように求めている。

このような中で、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）では、平成9年に「埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱」を定め、これに基づいて「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」（以下「現協定」（資料1参照）という。）を埼清研会長と全会員との間で締結し、県内の協力体制を構築した。しかし、昨年度「災害廃棄物対策検討部会」を設置し、現協定に基づく災害時の県内協力体制について検討を行ったところ、不備な点や実効性に疑問なところがあることがわかった。

災害時における廃棄物処理の対応では、より実効性の高い県内支援体制を構築することが求められている。

本年度の検討部会では、現協定の問題点を整理し、災害時における広域的な協力体制のあり方について検討を行い、迅速で実効性の高い新たな県内支援体制の構築を目指すものである。

2 検討部会の構成員及び開催状況

(1) 検討部会構成員

災害廃棄物対策検討部会構成員を表 1-1 に示す。メンバーは会長市、各ブロック 2 団体及び県からの 12 名である。

表 1-1 災害廃棄物対策検討部会構成員

ブロック	団体名	所属	職名	氏名	備考
会長市	さいたま市	廃棄物政策課	課長補佐	大久保 貴一	部会長
第1	川口市	廃棄物対策課	主事	石原 健吾	
	東埼玉資源環境組合	資源リサイクル課	副主幹	板津 久雄	
第2	杉戸町	環境センター	主任	樋口 仁	
	加須市・騎西町衛生施設組合		技師	岡 達也	
第3	熊谷市	廃棄物対策課	主査	三澤 健治	副部会長
	本庄市	環境推進課	課長補佐	木村 悟	
第4	川越市	環境業務課	係長	益子 俊明	
	入間西部衛生組合	清掃センター	主任技師	新井 武晴	
第5	嵐山町	環境課	主査	新井 孝行	
	秩北衛生下水道組合	衛生課	課長補佐	黒沢 明良	
県	埼玉県環境部	資源循環推進課	主幹	竹内 康雄	
事務局	埼玉県環境部	資源循環推進課	副課長	野口 勝	事務局長
			主査	酒井 辰夫	書記
			主任	松澤 秀夫	担当

(2) 検討部会等開催状況

本検討部会は、平成18年9月から平成19年3月までの間に計4回開催した。また、先進事例の調査のために視察を行った。

検討部会及び先進地視察の開催状況を表1-2に示す。

表1-2 検討部会等の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成18年 8月29日	検討部会の趣旨確認 ○部会員紹介 ○正副部会長の選出 ○部会における検討内容について ○平成17年度災害廃棄物対策検討部会報告書の概要について
視察	平成18年 10月11日 ～12日	先進地視察（兵庫県及び洲本市） ○大地震と台風の大雨による災害廃棄物処理を経験した洲本市で災害廃棄物処理等について調査した。 ○「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結している兵庫県で締結までの経緯等を調査した。
第2回	平成19年 1月11日	新たな支援体制の検討 ○先進地視察の報告について ○新たな災害廃棄物処理相互支援体制について
第3回	平成19年 2月6日	相互支援実施要綱等の検討 ○一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱（案）について
第4回	平成19年 3月20日	検討部会報告書等の検討 ○災害廃棄物対策検討部会報告書（案）について

第2章 現在の協力体制の問題点について

昨年度の災害廃棄物対策部会では、平成9年度に締結した現協定について、対象とする廃棄物が「災害時における一般廃棄物」となっておりがれき等が除かれていること、協力する業務が不明確なこと、協力要請の方法が迅速性や実効性に疑問があること、緊急時の連絡体制や広域的な支援体制の不備があること、県の役割が規定されていないこと等の問題点が指摘された。

今年度の部会では、これらの指摘を踏まえ、現協定の問題点等をあらためて以下のとおり整理した。

1 対象とする廃棄物

災害廃棄物の定義については、現協定を締結するにあたって参考にした「震災時における一般廃棄物処理計画指針」（平成9年3月）によれば表2-1のように区分されていた。

表2-1 震災時に排出される廃棄物

区 分	摘 要
一般廃棄物	通常時にも排出されるごみ、粗大ごみ・震災特有の一般廃棄物（破損食器、大量のプラスチック容器、カセットボンベ等）・粗大ごみ（倒壊家具、廃家電等）・し尿（仮設トイレから大量に排出される）
災害廃棄物	建築物の解体・撤去に伴い発生する廃棄物（コンクリート系、木質系、金属系、プラスチック系、燃えがら）※大企業の事業者等における解体分については除外）
産業廃棄物	倒壊した高架道路や公共建築物の解体廃棄物・大企業の事業者等における解体廃棄物 ・復旧工事に伴う土砂、ガレキ

しかし、現在、災害廃棄物として国（環境省）が定めているのは、震災廃棄物指針（平成10年10月）等によれば表2-2のように区分されている。

表2-2 災害廃棄物の区分

区 分	摘 要
がれき等	損壊家屋の解体・撤去等に伴って発生するコンクリートがら・廃木材等
生活ごみ	災害により一時的に大量に発生した生活ごみ（可燃・不燃）や粗大ごみ（破損食器類・カセットボンベ、倒壊浸水家具類・廃家電等も予想される）
し尿	仮設トイレ等からのし尿
その他	アスベスト等の環境汚染が懸念される廃棄物・洪水による流木・プラスチック類等

協議会が締結した現協定では、「第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、県内における一般廃棄物処理の相互応援協力を行うことを目的とする」とあるように、対象としている廃棄物は、表2-1「震災時に排出される廃棄物」の中の一般廃棄物を対象としている。

また、災害時に大量に発生する倒壊家屋の解体廃棄物（がれき類等）については、災害廃棄物として国の補助を受けて市町村等が処理することとなるが、現協定では対象としているか曖昧である。

2 協力する業務

現協定により実際に協力する業務については、「第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、県内における一般廃棄物処理の相互応援協力を行うことを目的とする」とあるが、収集運搬、保管施設（仮置場）、焼却処分、最終処分などの業務で協力するのかが不明確である。

現在、埼清研では、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、仮置場、仮設トイレの確保状況を年1回調査し、その結果を定例総会で情報提供している。

3 協力要請の方法

災害により被害を受けた市町村等は、現協定に基づき協力を要請する場合は、「第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする」または「2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる」と規定されていることから、図2-1のように会員同士が個別に要請するか、埼清研会長に斡旋を頼むこととなっている。

しかし、現実的には、緊急時に会員同士で直接交渉を行うことは難しいと思われるので、会長の斡旋、実質的には埼清研事務局が行うことになろうが、迅速にうまく機能するか疑問である。

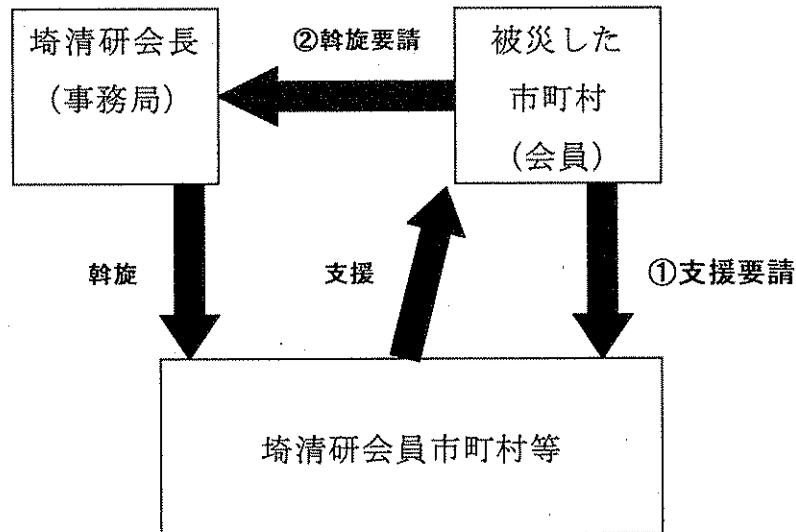


図 2 - 1 現協定による協力要請方法

4 支援体制

被災した市町村（特に複数の市町村が被災した場合）に対しては、被害の状況にもよるが単独の市町村だけの支援では不十分な場合がある。このため、支援する市町村も複数で広域的に支援する必要があるが、広域的な支援体制が整備されていない。

また、被災状況の確認や支援要請を迅速かつ効率的に行うために必要な緊急連絡体制も構築されていない。

5 市町村・県の役割

協定締結時には、県は埼玉研の会員ではなく事務局として参加していたため（平成17年度からは一会員として参画しているが）、埼玉研、市町村の役割が示されているが、県の役割が示されていない。

また、災害時の廃棄物処理を迅速に実施するために作成を義務づけられている「災害廃棄物処理計画」については、昨年度の部会で行ったアンケートによれば、作成されている団体は1団体に留まっている現状である。

第3章 迅速かつ実効的な支援の検討について

検討部会では、実効的で迅速な支援体制を確立するために、第2章で整理検討した「現在の協力体制の問題点」を踏まえて検討を行った。

1 支援対象とする廃棄物範囲の明確化

災害時に発生する廃棄物は、時間経過により、排出される内容が異なっている。例えば、地震等の発生当初は、避難所等からの飲食物の残渣や仮設トイレのし尿などが考えられ、その後、被災した家屋からの破損家財道具等の災害時特有の廃棄物（粗大ごみ、廃家電製品、什器、畳等）が排出される。次には、倒壊建築物の解体が行われる段階になると、木くずやコンクリートがら等の解体廃棄物が多量に排出される。

これら廃棄物の処理は、廃棄物処理法第22条に基づき、市町村の国庫補助事業として実施されることとなる。

また、市町村の処理施設が被害を受けた場合、通常的生活を行っている住民からの生活ごみやし尿の処理も困難となることが考えられる。

そのようなことから、支援対象とする廃棄物は、倒壊建築物等の木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物及び通常処理を行っている一般廃棄物（生活ごみ、し尿等）とする必要がある。

2 支援の対象とする業務内容の拡充

現在の協力内容は、一般廃棄物処理委託業務となっている。埼清研では、災害廃棄物の仮置場や仮設トイレの調査を毎年行い、会員に情報提供しているが、具体的な協力内容が明記されていないため、仮置場や仮設トイレに限ったものと誤解されかねない。

災害時の廃棄物処理には、次の緊急的に膨大な事務が市町村等の清掃担当に集中する。

- ①被害状況の把握
- ②避難所等へ仮設トイレの設置
- ③避難所等からの食料品残渣やし尿の収集・処理
- ④災害廃棄物の分別収集計画の作成、住民への周知
- ⑤他の市町村やボランティア等の応援体制の調整

⑥処理施設の点検や通常の一般廃棄物処理業務

⑦家屋解体の補助金申請事務・・・・・・・・等

検討部会での兵庫県及び洲本市への視察調査によると、災害廃棄物の分別収集（可燃、不燃、廃家電等）が、その後の廃棄物処理を効率的に進める上で重要で、災害発生直後に収集計画の住民への周知徹底が必要であることがわかった。洲本市の例では、神戸市から災害廃棄物の分別収集計画を立案する職員（1名）を迅速に派遣され、その後の災害廃棄物処理が滞りなく行われた実績がある。

新たな支援体制の中では、災害廃棄物処理に関して発生する事務全般、すなわち「人（事務を行う人材）・物（仮設トイレ等）・施設（焼却やし尿処理）」について、市町村の支援が行われることが必要と考えられる。

3 協力要請の方法の見直し

現在の協定では、被災した会員（市町村）からの協力要請は、会員同士の直接交渉又は会長の斡旋となっている。災害時に会員同士の直接交渉を行うことは困難なことが予想され、また任意団体である埼清研の会長による斡旋では、実効性が弱いと考えられる。

県は、元々市町村間の調整役としての機能を持ち、県内の被害状況を総合的に把握していることから、被災状況や交通状況を勘案して支援体制を構築することが可能である。

兵庫県における相互応援に関する協定においても、県は市町村の応援要請に対する調整をすると定めており、埼清研の新たな協定においては、県は積極的に調整機能を果たすべきであると考えられる。

4 広域的な支援体制等の整備

災害時には、被害の状況や応援要請についての情報が適正に伝達されなければならない。災害時には通常の電話回線による連絡ができなくなることも予想されるため、防災無線や携帯電話、インターネットの利用など緊急時の連絡体制等を整備することが必要である。

また、大規模地震では近隣の複数の市町村が被害にあうため、遠隔地の市町村からの支援や、県が整備している彩の国資源循環工場の活用など広域的な支援体制が、災害廃棄物の迅速な処理に大きな効果があると考えられる。

5 会員（市町村・県）の役割の整理

県や市町村が、災害時に相互に協力する体制を作るためには、各々の災害時における体制が出来て、初めて他の市町村の応援が出来るものである。

県や市町村は、自身の災害廃棄物処理対策組織や連絡体制の整備、処理施設の災害対策、仮置場の確保等事前対策を災害廃棄物処理計画の策定を通して行うことが必要である。

現在の協定では、県が入っていないことや、市町村が何をすべきか明確でない部分があるので、新たな協定では、各々の事前対策や災害時の対応を整理する必要がある。

また、埼清研は県内全ての市町村、一部事務組合及び県が加入する組織である特徴を活かして、市町村が単独では締結しづらい民間会社等との協力協定や相互支援に関する訓練などを行う。

6 災害に備えた事前の準備

本部会で調査を行った兵庫県においては、平成17年9月に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を県及び県内全市町村で締結している。兵庫県は平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の台風による大雨の被害を受けてのものである。

その協定では、県内に10ブロックを作り、その中心となる市を幹事市として応援態勢を組織している。そして、被災した市町村に対する応援については、県が各ブロックへ応援要請をすることとし、幹事市を置くことにより実効性の向上を図っている。

災害廃棄物処理の実効性を確保するためには、ごみ処理施設やし尿処理施設を保有している市町村が中心となる協力体制が必要である。埼清研には、5つのブロックがあり、それぞれ活動を行っているので、これをベースに実効性の高い組織を作ることが効率的であると考えられる。

また、災害廃棄物処理対策の協定は、締結したことにより完了するものではなく、その後も連絡体制の整備や仮設トイレ等の保有機材の調査、支援体制の訓練の実施など、緊急時に対応できるよう維持していくための組織（埼清研に災害対策検討部会（仮称））を設ける必要がある。

第4章 新たな相互支援体制の構築について

震災や水害により多量に発生した災害廃棄物は、衛生上の問題や災害からの復興を速やかに行うためにも、処理を迅速かつ的確に行う必要がある。

県や市町村では、防災対策基本法などに基づき、地域防災計画を策定し、この内容を基に適切な災害廃棄物処理計画を作成することとなっている。

検討部会では、埼玉清研、県、市町村がそれぞれの役割分担に応じて対応することが災害廃棄物処理に重要であることや、その実効性を確保するための方法及び広域的な支援体制を整備することについて検討を重ねてきた。

埼玉県内の市町村では、平成9年5月に「災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定」を埼玉清研において締結し、応援協力を行うこととしているが、検討部会では、迅速かつ実効性が高く、積極的な支援体制を構築するため、現協定を見直し、新たな災害廃棄物処理に関する相互支援協定を提案するものである。

1 新たな支援体制の提案

(1) 支援内容の拡充

現協定では、粗大ごみや避難所のし尿処理等について協力することとしてきたが、新たな協定では、災害発生前の事前準備の段階から、災害発生時の廃棄物の仮置場への搬入方法や分別を徹底させるための処理計画、広報を中心とした初動体制の確立、その後の焼却やリサイクル等の中間処理及び最終処分、さらに倒壊家屋の解体処理に至るまで、災害廃棄物処理事務全般を対象とし、単なる協力から被災した市町村の災害からの復興を積極的に支援する「相互支援協定」とする。

○支援対象とする廃棄物

- ①災害により処理が困難となった一般廃棄物
- ②災害により廃棄物となった粗大ごみ等の災害廃棄物
- ③避難所等の食料品残渣及びし尿等の廃棄物
- ④被災家屋の解体に伴う木くずやがれき等の解体廃棄物

○支援対象とする業務

- ①避難所等への仮設トイレの設置
- ②災害廃棄物の分別収集計画の作成
- ③一般廃棄物及び災害廃棄物の収集・運搬及び処分
- ④家屋解体処理に関する補助金申請事務の補助
- ⑤上記に関連する事務

また、初動体制においては、災害状況を的確に判断し処理計画を立案することが重要なことから、埼清研では、災害廃棄物対応に関する情報の集積と図上訓練等を通じて人材の育成に努めていく。

（２）「災害廃棄物対策部会（仮称）」の設置

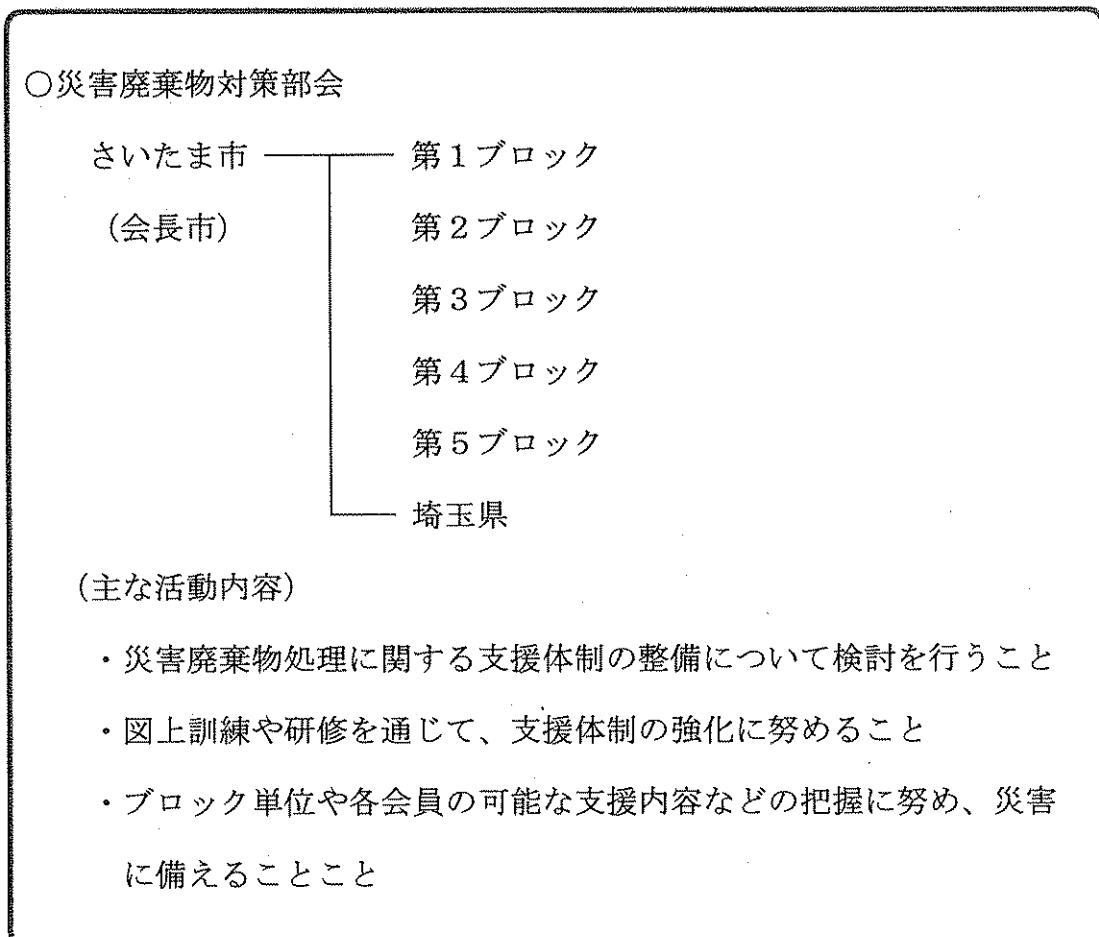
災害廃棄物処理対策においては、実効性の高い支援体制を構築することが急務となっている。埼清研においては、５つの地域ブロックにより活動を行っており、これを生かし、災害廃棄物処理対策に必要な協議・調整を行う常設の「災害廃棄物対策部会（仮称）」を埼清研に設置する。

災害廃棄物対策部会は、埼清研の５つのブロックから選出されるそれぞれ３名の部会員及びさいたま市（会長市）、埼玉県の１７名により構成する。各ブロックから選出される部会員は、当該年度の代表幹事及び大規模なごみ処理施設又はし尿処理施設を設置する市を部会員とする。

部会は、定期的に行われ、連絡調整や情報収集体制の整備を行うほか、非常時を想定し

た図上訓練や研修を通して知識・経験を蓄積し、災害発生時に積極的な支援体制を実行するための中心となるものである。

また、各ブロックにおいては災害対策部会の部会員を中心に、ブロック内における災害廃棄物処理の協力体制を確立し、広域的な支援に備えるものとする。



(3) 災害時の支援要請方法

支援要請の方法については、県の市町村に対する調整機能を積極的に活用し、迅速に支援の決定ができるよう、被災した市町村が県に対して支援要請を行うこととする。

これは、他の災害時の支援要請（人命救助や仮設住宅の設置等）と同様な支援要請ルールとすることにより、災害時に被災した市町村に混乱をなくすことや、緊急時には埼清研という任意団体からの要請よりも、県であるほうが支援する市町村の意志が迅速かつ確実に決定されるものと考えられるためである。

県は、被災した市町村からの支援要請に対して、埼清研と協議し、支援内容やライフラ

インの復旧状況などを考慮し、最も効率的・効果的な市町村に対して被災した市町村の支援を要請するものとする。

○支援要請の方法

- ・被災した市町村は、県に災害廃棄物処理の支援を要請する。
- ・県は、支援要請に対して埼玉研と協議し、各ブロック又は市町村に被災した市町村の支援を要請する。

2 新たな支援体制の効果

埼玉研における災害廃棄物対策に関する検討は、平成17～18年度の2か年で行ってきた。

埼玉県は、災害の少ない県と言われているが人口が密集していることもあり、自然災害が起こると多大な被害が発生する。

市町村においても地域防災計画の中では、災害廃棄物の対策が必要であることが書かれてはいるが、いざ実際の災害廃棄物処理については計画が策定されていないところも多く、本検討部会では市町村の災害廃棄物処理計画の策定の重要性を上げたところである。

平成17年度の検討部会では、市町村が災害廃棄物対策指針を策定するためのマニュアルを作成したが、中越地震で被害の大きかった長岡市の視察や、マニュアル作成過程の中で、被災した市町村への広域的な支援がいかに災害から復興する市町村の助けになるかを実感するとともに、現在の埼玉研の協力協定では不十分なところが多いことを痛感した。

今年度の検討部会では、災害廃棄物処理に対する協力から、被災した市町村に対する復興へ向けて積極的な支援協定を締結することをめざし検討を重ねてきた。特に迅速かつ実効性の高い支援体制を構築することを目標としてきた。

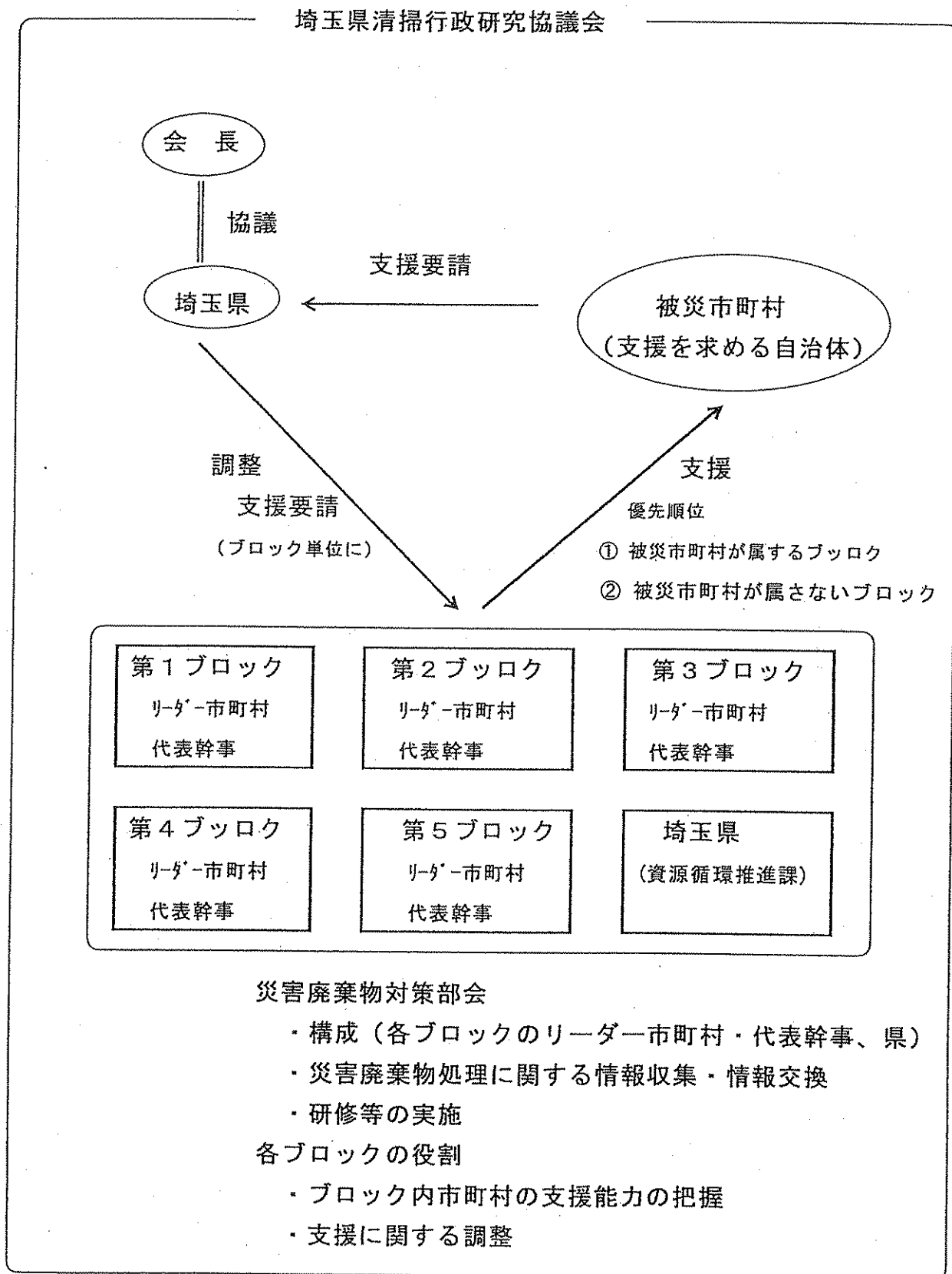
全市町村・一部事務組合及び県が会員となっている「埼玉県清掃行政研究協議会」は、県や市町村が対等な立場で災害廃棄物処理やその支援体制の構築を研究することが可能で

あった。

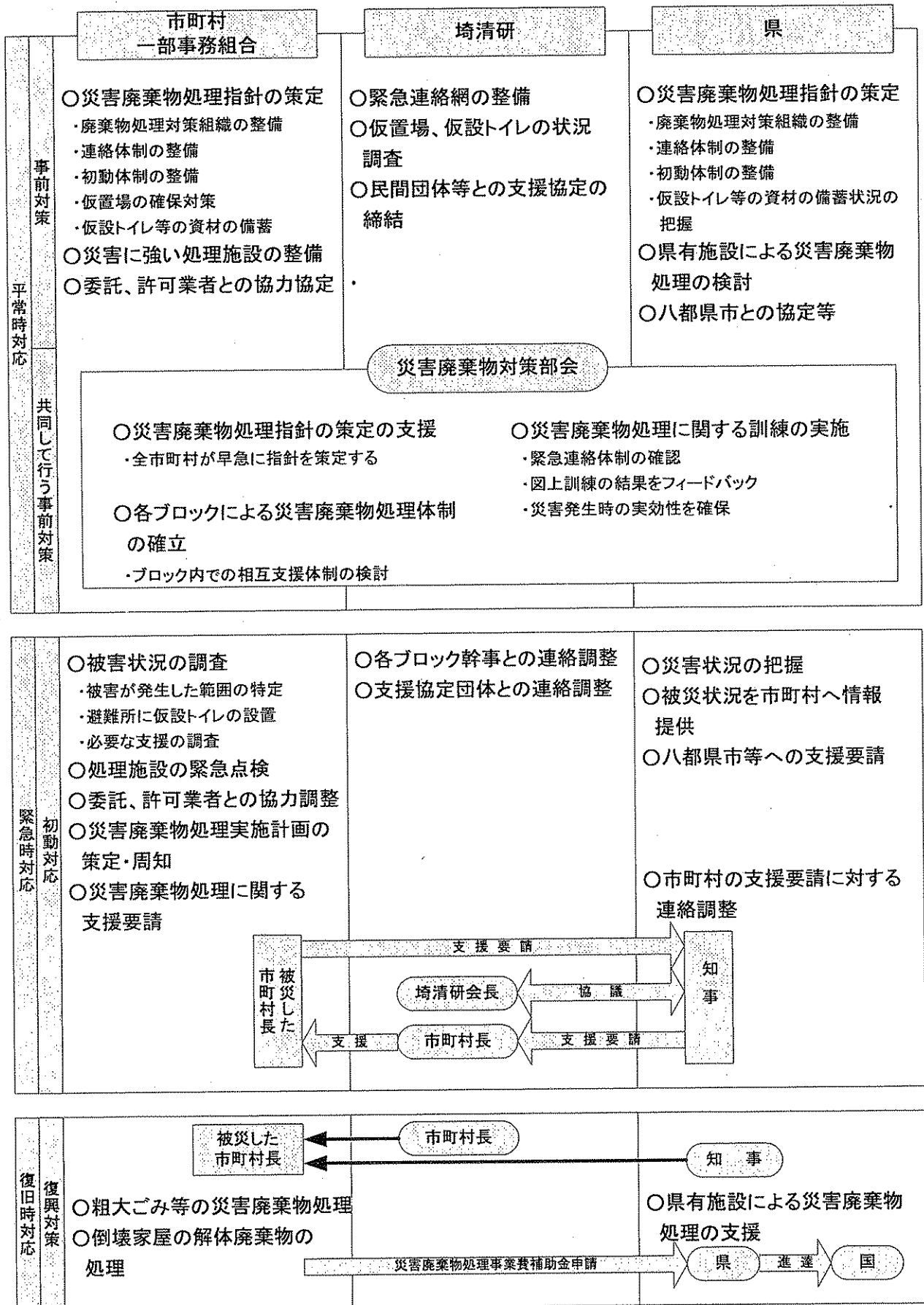
埼玉県は災害廃棄物対策市町村相互支援体制は、埼玉清研、県、市町村・一部事務組合の特徴を活かし、災害廃棄物対策を常に検討・研究する「災害廃棄物対策部会」を埼玉清研に設けることにより、十分な事前対策と実効性の高い相互支援体制を構築できると確信するものである。

なお、検討部会で提案する相互支援協定に基づく、協定書（案）及び実施要綱（案）を参考資料として、17ページから示す。

新たな相互支援体制の概念図



新たな協定による相互支援のフローチャート



〈参考〉

埼玉県清掃行政研究協議会

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）埼玉県（以下「県」という。）、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）の災害時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する支援体制について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律 第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、災害による処理施設の破損等で処理できない生活ごみ、事業系一般ごみ及びし尿のことをいう。

3 この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で市町村等が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

4 この協定において「相互支援」とは、次に掲げることをいう。

（1）一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び斡旋

（2）一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な職員の派遣

（3）一般廃棄物及び災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の提供

（4）焼却、破砕等の中間処分及び最終処分の実施。

（5）前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物及び災害廃棄物処理に関し必要な事項

（会員の責務）

第3条 会員は、支援体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

（1）災害廃棄物処理指針を策定する。指針策定を通して、災害廃棄物処理体制を整備する。

（2）支援要請を受けたときは、積極的に支援に応ずるように努めなければならない。

（3）他都県からの支援要請に基づき、県が支援要請した場合、市町村等は、可能な限りこれに応じ支援するものとする。

（支援要請）

第4条 被災した市町村等が支援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、市町村等に対し、会長と協議の上、要請することとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了30日前までに異議の申し出のないときは、これを更に延長するものとする。

(費用負担)

第6条 第2条4項に規定する協力に要する経費は、原則として支援要請をした市町村等が負担するものとし、支払い方法等については当事者間で協議するものとする。

(その他必要な事項)

第7条 この協定による支援を行うにあたって必要な事項は、「一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱」に定める。

(疑義が生じた場合)

第8条 支援体制を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉研役員会で協議の上、決定するものとする。

(協定の締結)

第9条 この協定は、会長と会員の間で締結する。なお、協定を締結したことにより、会員相互が協定を締結したものと見なす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長

所在地 埼玉県

名称

代表者

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県清掃行政研究協議会一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援協定第6条に基づき、埼玉県（以下「県」という。）、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）の災害時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する支援体制について必要な事項を定める。

- 2 県及び市町村等は、各々の事務機能を最大限に活用し、相互支援の精神により災害からの早急な復興に資するため積極的に支援を行う。
- 3 埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼玉清研」という。）は、県内の全市町村等及び県が会員である機能を活用し、自治的な支援体制の構築に努め、連絡調整等必要な事項を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律 第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

- 2 この要綱において「一般廃棄物」とは、災害による処理施設の破損等で処理できない生活ごみ、事業系一般ごみ及びし尿のことをいう。
- 3 この要綱において「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で市町村等が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- 4 この要綱において「相互支援」とは、次に掲げることをいう。
 - (1) 一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - (2) 一般廃棄物及び災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
 - (3) 一般廃棄物及び災害廃棄物を一時的に保管する仮置き場の提供
 - (4) 焼却、破砕等の中間処分及び最終処分の実施。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物及び災害廃棄物処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、支援体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- (1) 災害廃棄物処理指針を策定する。指針策定を通して、災害廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 支援要請を受けたときは、積極的に支援に応ずるように努めなければならない。
- (3) 他都県からの支援要請に基づき、県が支援要請した場合、市町村等は、可能な限りこれに応じ支援するものとする。

(埼清研の役割)

第4条 埼清研は災害廃棄物の処理及び相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 仮置場の状況及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査
- (2) 災害発生時の緊急連絡網の作成
- (3) 民間団体等との支援協定等の締結
- (4) 災害廃棄物処理対策訓練の実施
- (5) 災害廃棄物対策部会を運営
- (6) 支援団体等の募集

(県の役割)

第5条 県は災害廃棄物の処理及び相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物の発生状況や施設の稼働状況等の情報収集
- (2) 関係市町村等との連絡調整や支援要請
- (3) 他都道府県等との連絡調整や支援要請
- (4) ボランティア団体等との連絡調整
- (5) 廃棄物処理業者の情報収集・提供
- (6) 県有施設等での廃棄物処理支援
- (7) 県が備蓄している物資等の把握・提供
- (8) 関係団体との協力協定の締結

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は災害廃棄物の処理及び相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 被災状況や廃棄物量等の情報収集と連絡体制の整備
- (2) 仮置場の確保及び仮設トイレ等物資・資機材の整備
- (3) 災害に強い処理施設の整備
- (4) 他市町村等との相互支援体制の確立
- (5) 委託・許可業者との協定の締結

(相互支援体制)

第7条 この要綱に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

2 対策部会の部会員は、埼清研会長、県、及び各ブロックから選出された3名で構成し、埼清研会長が招集する。

3 各ブロックの部会員は、代表幹事と処理施設を設置する市や一部事務組合の管理者を擁する市から2名を選出する。

4 部会長は、埼清研会長とし、副部会長は部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 支援要請は、次の事項を記載した支援要請書(様式1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後日支援要請書を提出するものとする。

(1) 連絡責任者

(2) 災害の種類、発生日時、場所、被災の状況

(3) 支援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理を希望する廃棄物の種類及び量、作業の具体的内容等)

(県の調整)

第9条 県は、災害廃棄物の状況や要請内容を踏まえ、被災市町村等の属するブロックの部会員と調整し、ブロック内で対応が可能な場合、ブロック内市町村等に支援を要請する。なお、被災市町村等が直接、近隣の市町村等へ支援要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村等の属するブロック内での対応が困難な場合には、他ブロックの部会員と調整し、他ブロックの市町村等及び支援協定を結んでいる民間団体等に支援を要請する。

3 県は、県内での対応が困難な場合には、他都道府県等に支援を要請する。また、他都道府県等からの支援を受け入れるときは、被災市町村等と必要な調整を行う。

(実績報告書の提出)

第10条 支援市町村等は、災害廃棄物処理に関する支援を行った場合は、実績報告書(様式2号)により県に報告するものとする。

(協定の締結)

第11条 会員は、あらかじめ協定書を締結するものとする。

2 協定書は、埼清研会長と会員の間で締結する。

3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第12条 第2条4項に規定する協力に要する経費は、原則として支援要請をした市町村等

が負担するものとし、支払い方法等については当事者間で協議するものとする。

(計画書等の提出)

第13条 会員は、毎年4月10日までに、緊急連絡先・仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書(様式3号)を埼清研会長に提出するものとする。また、災害廃棄物対策指針に変更があった場合も同様とする。

2 埼清研会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(疑義が生じた場合)

第14条 支援体制を行う上で疑義が生じた場合は、役員会で協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は、平成19年 月 日から施行する。

様式1号

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援要請書

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱第8条2項に基づく支援を下記のとおり要請いたします。

記

1 連絡先

担 当 部 課	
連 絡 責 任 者	
電 話	
F A X	
電子メールアドレス	
備 考	

2 災害の状況（わかる範囲で記載）

災 害 の 種 類	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
被 災 の 状 況	

3 支援要請内容（わかる範囲で記載）

<p>必要とする人員</p>	
<p>必要とする車輛</p>	
<p>資機材等の名称 及び数量</p>	
<p>処理を希望する 廃棄物の種類 及び量</p>	
<p>作業の具体的内容</p>	
<p>そ の 他</p>	

様式2号

一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実績報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 記入者

担 当 部 課	
職 氏 名	
電 話	
F A X	
電子メールアドレス	
備 考	

2 支援の状況

災 害 の 種 類	
発 生 日 時	
支援した市町村等	
支援した市町村等の状況	

3 支援内容

支 援 期 間	
支 援 人 数	
支 援 車 輦 の 名 称 及 び 台 数	
支 援 した 資 機 材 等 の 名 称 及 び 数 量	
処 理 処 分 した 廃 棄 物 の 種 類 ・ 量 及 び 搬 入 先	
作 業 の 具 体 的 内 容	
そ の 他	

様式3号

緊急連絡先・仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会 一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

2 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）

○を付けて下さい

具体的に

3 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）

その他については形式を具体的に記入して下さい

資 料 編

資料1 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱

資料2 先進地（兵庫県、洲本市）視察報告書

資料3 災害復旧事業に対する支援制度

埼玉県清掃行政研究協議会
災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、その対応として、広域的な処理が円滑にできる体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協力体制とは、埼玉県清掃行政研究協議会(以下「協議会」という。)の会員相互間において、前条の目的を達成するため応援協力を行うことをいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、会員が行う一般廃棄物処理業務とする。

(会員の責務)

第4条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるように努めなければならない。
- 二 必要に応じて会員ごとの規約等の見直し及び地元住民の理解を得られるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第5条 会員は、あらかじめ協定書(様式1号)を締結するものとする。

2 協定書は、協議会会長(以下「会長」という。)と会員の間で締結する。

3 前項の規定により締結した協定書は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第6条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書(様式2号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第8条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第9条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書(様式3号)により会長に提出するものとする。

(疑義が生じた場合)

第11条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

附則

この要綱は、平成9年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月23日から施行する。

様式1号

災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱に基づき、県内における一般廃棄物処理の相互応援協力を行うことを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

一 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神を持って、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(費用負担)

第3条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第4条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレの備蓄数等報告書(様式2号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

(協力の方法)

第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

2 会員は、必要がある場合には、前項の規定にかかわらず会長に委託可能な会員の斡旋を要請することができる。

3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

(委託の締結)

第6条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 会員は、処理を委託したときは事業完了後速やかに、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書(様式3号)により会長に提出するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了前30日までに異議の申し出のないときは、これを更に延長するものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議の上決定するものとする。

(協定の締結)

第10条 この協定は、会長と会員の間で締結する。

なお、協定を締結したことにより、会員相互が協定を締結したものとみなす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
名称 埼玉県清掃行政研究協議会
代表者 会長

所在地 埼玉県
名称
代表者

様式 2 号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）
○を付けて下さい 具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）
その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

様式 3 号

一般廃棄物処理委託実績報告書

平成 第 年 月 日
第 号

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者 印

埼玉県清掃行政研究協議会災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託先

2 委託業務

(1) 処理施設等

(2) 人的派遣等

(3) 機材等

(4) その他

3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料

4 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

先進地（兵庫県、洲本市）視察報告書

1 期 日

平成18年10月11日（水）～12日（木）

2 視察先

（1）洲本市役所（兵庫県洲本市本町3-4-10）

（2）兵庫県庁（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

3 参加者

災害廃棄物対策検討部会 部会長 大久保 貴 一（さいたま市）

災害廃棄物対策検討部会 副部会長 三 澤 健 治（熊谷市）

埼玉県清掃行政研究協議会 事務局 松 澤 秀 夫（埼玉県）

4 目 的

11年前に大地震による被害受け、2年前の平成16年10月20日に台風23号の大雨による被害を受けた洲本市に、それぞれの災害廃棄物処理や他市町等からの応援協力体制の現状等を実際に処理業務に従事した職員から話を聞く。

さらに、これらの災害廃棄物処理への対応を教訓に、各市町に災害廃棄物処理計画の作成を求め、県内全市町と「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結している兵庫県に経緯等を聞く。

これらのことから、今年度、部会で検討している県と全市町村等との応援協定や各市町村等に作成依頼している災害廃棄物処理計画の参考とする。

5 概 要

(1) 洲本市

①日時 平成18年10月11日（水）13時30分～15時

②対応職員 洲本市市民生活部環境整備課 寺岡課長補佐、安宅課長補佐

③処理経過

【最初は仮設トイレ】

平成16年10月20日に台風が襲来し、大きな被害を受けた。電話の苦情が多く、対応は大変であった。最初は、仮設トイレの設置の問題であった。すぐに仮設トイレの設置が始まった。神戸市からは10台の仮設トイレなどの救援が届いた。また、仮設トイレを直接マンホールにつなぐ作

業も開始した。

【直営は臨時ごみの収集】

翌日からごみの収集作業が始まった。汚泥が一面に広がり、ごみの山になり、淡路島の奥の方まで、車両が入って行けない状態になった。可燃ごみは、最初の1週間は委託で収集し、直営は、もっぱら災害廃棄物の収集などを主に実施し柔軟に対応した。

【分別】

当初は不燃・可燃（倒壊ごみ）と家電の3分別にわけた。分別を最初は適正に実施したが、最初の仮置き場から次の仮置き場に運搬する作業の中で不燃と可燃が一緒になってしまったり、廃棄物量が増加し衛生的にも支障（蟻の発生等）が出てきたため、家電のみ分別し、3分別から2分別になってしまった。この処理は可燃不燃混合で処理できる業者に委託した。

結果として2分別で実施したので、時間的には早くごみ処理（但馬地区の豊岡市では3分別を仮置き場において実施したため時間がかかった。）ができたようだ。しかし、廃棄段階で分別を徹底すれば、より適正により早く処理できるので、事前に仮置き場を確保し、住民への周知を迅速に行える体制をつくっておく必要を感じた。

また、災害廃棄物の中身としては木屑が多かった。

【仮置き場】

仮置き場は、始めに市営駐車場、次に市内施設（運動場）、最後に民間の土砂採石場の空き地の3箇所を使用した。民間の砕石場は面積の広いところで、非常に役に立ったが水の排水処理を整備するのに時間がかかったり、ハエが発生したりする問題もあった。

仮置き場を設置するためには、事前に周辺住民の了解が必要であるし、候補地を決めておくことが必要になる。

【応援】

他市からの応援は、水害の翌日に神戸市から清掃業務を指導する職員がから1人、2日後に2人になり、その後パッカー車10台で20数人の応援があった。

泊まりと通いの職員の方がきてくれたが、ほとんどは通いであった。なお宿泊費は災害補助の対象にならない。応援を受けた期間は2週間であったが、応援が帰った後もまた、ごみが出てきた。少し応援を帰すのが早すぎた。応

援の職員を帰した後で市役所全体の職員で2回から3回収集した。ごみはきれいになったと思えば、また出てくる。この繰り返しであった。

このほか、県外からの応援の協定は四国の県などと結んでいる。他市・他県からの応援の外、建設業組合からの自発的な応援があった。圧倒的に車と人の応援が必要であったため助かった。応援の要望は県に提出し、県はこの調整役をやってくれた。

車両関係では、25トン車等を使用した。また2トン車も入れない狭い所は軽トラなどで対応した。

【勤務時間】

職員は被災してから10日間くらいまでは、朝7時に出勤し、翌朝の3時まで仕事し帰宅、仕事の内容は、段取りと反省会の連続であった。その後2ヶ月くらいは朝7時出勤、夜の12時帰宅。その後、翌年の2月までは、災害の補助金の業務で毎日8時くらいまでの残業が続いた。災害に対する対応が落ち着くまでには、半年ぐらいかかった。

【市役所の体制】

災害時は、市役所全体での対応になった。環境担当はごみ収集関係以外の仕事もした。土嚢配り・資材配りも環境の仕事であった。災害が一段落した後、土嚢を戻して、土に返すのも環境で対応した。これは環境の仕事ではないと思ったが、環境担当で対応する部分・役割が多かった。

【広報】

広報活動については、広報紙の号外を出した。また、ケーブルテレビ・掲示板を使用して災害についての広報を実施した。

④質疑応答

Q. 災害廃棄物の分別及び処理処分について

A. 当初は、可燃、不燃、家電に分別していたが、廃棄物の量が日々増加し、早急に仮置き場に搬出しなければ、道路が使用できなくなり、衛生的にも悪影響（蠅の発生等）がでてきたので、家電のみ分別して収集した。可燃不燃混在のまま処理できる民間業者に処分を委託した。（ほとんど区内処理）

Q. 地震と大雨での災害廃棄物の違いは

A. 大雨では、浸水したところ全部が汚泥等によって災害廃棄物になってしまう。地震の場合は、家の強度等の条件によって廃棄物にはならない場

合がある。災害廃棄物の量は大雨の方が多。収集が終わったと思つたところに翌日同じように廃棄物が出ていることがたびたびあつた。

また、汚泥を処理するため、土嚢に使う袋を配布したが、後日大量の廃棄物になつた。

Q. 職員の体制及び通常業務はどのようにしたのか

A. 通常の体制に部内等から応援をだした。発生から10日間ぐらひは、夜中の3時頃まで仕事をして仮眠後6時から仕事開始する状態だつた。その後、朝7時から夜中12時過ぎまでという状態が半年間続いた。その間、土日はほぼなかつた。

通常業務は、1週間だけ不燃の収集をとりやめた。後は並行して行つた。
(可燃物の収集は民間委託だつた。)

Q. 仮置き場の設置基準や予定地等は決まっているのか

A. まだ決まっていない。(作成中)

今回は、始めに市営駐車場、次に市内施設、最後に民間の土砂採石場を使用した。(広い土地は限られている)

Q. 市外からの支援で助かつたことは

A. なんととっても、人と車(収集車)の支援が一番助かつた。

市職員と他市町職員でチーム(10チーム)を作つて収集した。(2週間程度)ただ、洲本市は細い路地が多いので、4tダンプ等の大型車で支援に来てくれたが、あまり仕事がないときがあつた。

また、指示は市職員が行つたが、徹底できないところがあつた。収集終了後、当日の反省や翌日の予定等の会議を市職員は行つた。

Q. 災害廃棄物処理対策連絡会議の幹事市(淡路ブロック)について

A. ブロック内の連絡調整等は、市町村の合併等がありほとんどできていない。連絡会議もまだ1回しか行われていない。

(2) 兵庫県

①日時 平成18年10月12日(木) 10時~11時30分

②対応職員 兵庫県健康生活部環境管理局環境整備課廃棄物指導係 石岡主査

③処理経過

【災害廃棄物の特色】

地震の時は水の回復が最初の問題であつた。そして次に仮設トイレの設置

がはじまった。東京都から船便で仮設トイレの応援がきた。その後、解体ごみの廃棄物の運搬処理の順であった。地震のときはガレキなどの量が多い。水害時のごみは、後から後から出てくる。

【県は調整役】

県の役割としては、災害を受けた市町村と民間との協力協定の調整であった。それぞれの市で協定を結ぶのは無理である。災害が起きると小さな市町村では対応ができない。市同士の応援はブロックを超えて実施された。大きな臨海部の市や神戸市などが応援できる。この調整役が県のおもな仕事だった。

仮置き場は広い場所が必要である。分別ができ、長期間使用できる場所が必要である。仮置き場は市だけではなかなか決められないこともあった。

【分別をしないと費用が高い】

分別はしっかり分けた方がよい。混合ごみはそのままでは焼けない、混合ごみのまま産廃の業者に依頼すると混合ごみはそのままでは焼却不可能であると共に費用が高くなってしまう。分別した方が経費の大幅な削減にもなる。

【災害時の相互協定】

兵庫県は相互応援協定を現在結んでいる。幸いなことに締結後、災害は発生していない。

災害時の民間からの協力に対しては必要な費用は支払った。資材の賃貸・運搬などをおもに業者に依頼した。

民間との協定があれば、業者を決めるのも迅速にできるし、利便もある。

③質疑応答

Q. 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」締結までの経緯について

A. 協定締結までの経緯は、事前説明会（県下7ブロック）→意見聴取→市長会、町村会への説明→協定締結同意書→協定押印→写し等送付

Q. 民間との協力体制は

A. 同時期に神戸市安全協力会（ゼネコン団体）、（社）兵庫県産業廃棄物協会、（社）兵庫県水質保全センター（し尿）と協定を締結した。なお、各市町が従前に協定等締結している場合はそれを優先していいことになっている。

Q. 災害廃棄物処理計画の策定状況は

A. 平成17年7月に資料を配付して、各市町に作成依頼したが、現在までに県下市町の半分程度しか作成されていない。

- Q. 災害廃棄物処理対策連絡会議の各ブロック（10ブロック）の区割りは、どのような基準で設置したのか
- A. 県民局（県地方機関）単位で設置。（9県民局、神戸市）
- Q. 災害廃棄物処理対策連絡会議にはどのような役割を期待していますか
- A. 情報交換（仮設トイレ、仮置き場等）
- Q. 各ブロックの幹事市にどのような役割を期待していますか
- A. 情報伝達、ブロック内での調整機能
- Q. 仮想訓練等を行っていますか
- A. 逐次、災害訓練の中で廃棄物関係についても併せて行っている。（年3回）
- Q. 災害発生時の県の役割について
- A. 市町間の連絡調整、民間団体との連絡調整

6 まとめ

今回の視察を通して、改めて各市町村等が災害廃棄物処理計画を作成することの重要性を感じた。特に仮置き場の確保や非常時の収集体制等事前に決めていなければ、初動体制が遅れ、その後の処理が困難になると感じた。

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県へ応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに

再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三

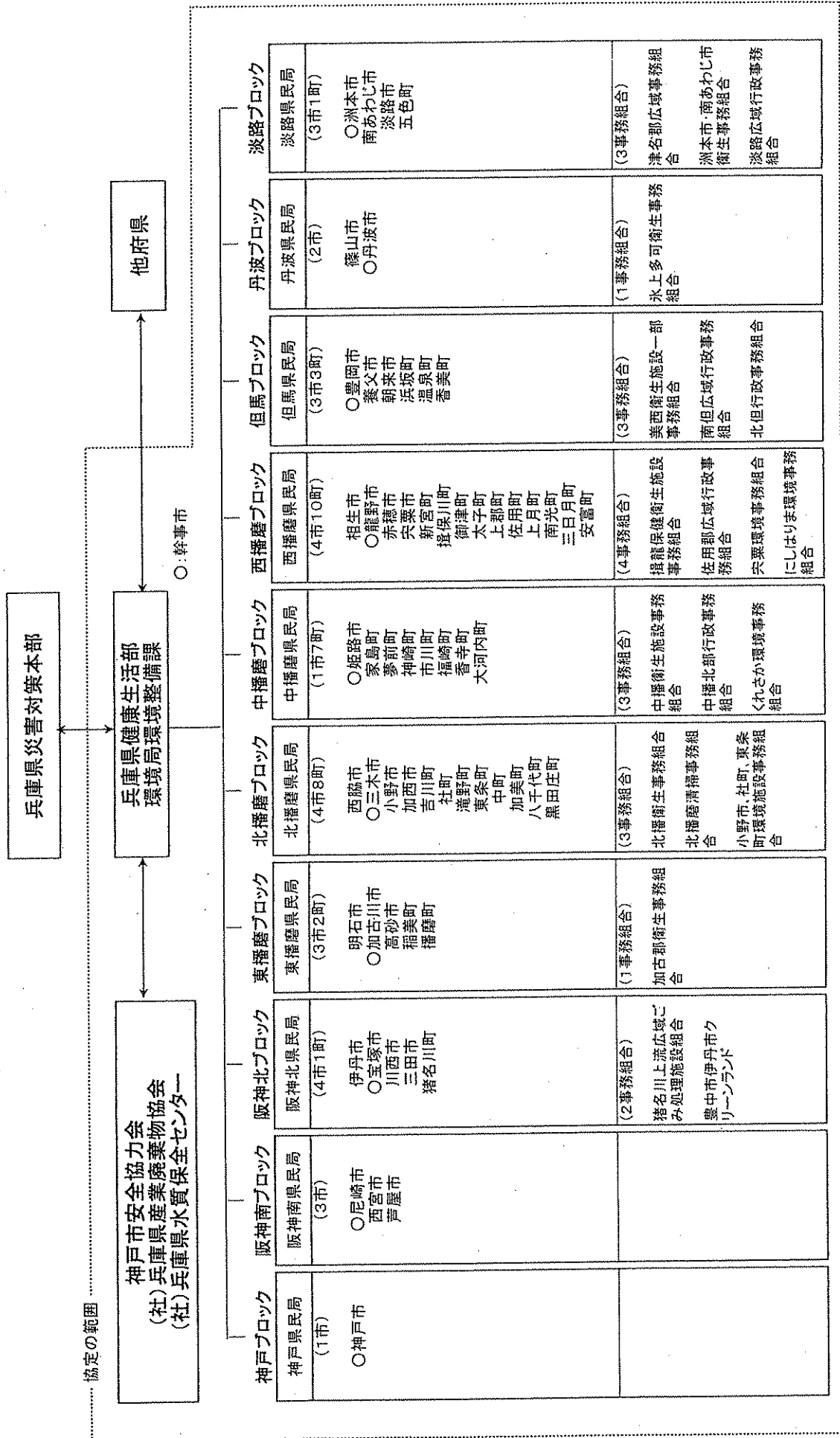
神戸市
神戸市長 矢田立郎

⋮

以下略

(別図)

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図



(様式第1号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援要請書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく
応援調整を要請します。

記

1 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 災害の状況 <わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

3 第一期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

	項 目	内 容
し 尿	仮設トイレ (要・不要)	・基数 (基) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	バキューム車 (要・不要)	・種類と台数 (t車 台) (t車 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
ご み	収集車 (要・不要)	・種類 (パッカー車、平積み車等) と台数 (2 t ダンプ : 台) (: 台) (4 t ダンプ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	その他の 収集運搬機材 (要・不要)	・種類と台数 (0.1m ³ 級バックホウ(フォーク付) : 台) (: 台) (0.25m ³ 級バックホウ(フォーク付) : 台) (: 台) (ホイールローダー-0.34m ³ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	作業員 (運転手を除く) (要・不要)	・人員数 (名) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()

(様式第2号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援内容報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき
行った応援内容について報告します。

記

1 記入者

担当部課			
職氏名			
電子メールアドレス			
電話		FAX	
備考			

2 第一期応援実施内容 (記入欄が不足する場合は別紙に記載)

項目	車輛、資機材等の名称	応援先 市町名	応援日と台数または人員数				
			/	/	/	/	/
し 尿	仮設トイレ (有・無)	— — —					
	バキューム車 (有・無)	t車					
		t車					
t車							
ご	収集車 (有・無)	2 t ダンプ					
		4 t ダンプ					
み	その他の 収集運搬機材 (有・無)	0.1m ³ 級バックホウ(フォーク付)					
		0.25m ³ 級バックホウ(フォーク付)					
		ホイールローダー-0.34m ³					
作業員(有・無)							

3 第二期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

	項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
み	最終処分 (有・無)								

	項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
み	最終処分 (有・無)								

	項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
み	最終処分 (有・無)								

4 第二期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項目		内容
し 尿	処理 (要・不要)	・量 (t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	焼却等中間処理 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
ご み	最終処分 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	その他	

5 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位: トン) <わかる範囲で記載>

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	畳	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(様式第3号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき
災害時における応援体制等について報告します。

記

1 災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電話	FAX	メールアドレス

2 ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積 (m ²)

3 応援備蓄資材等の保有状況

仮 設 ト イ レ	種類	商品名等	基数	内身障害者用基数	
	①便槽式(建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し、汲み取るもの)				
	②下水放流式(下水マンホール上に設置し、下水管に落としこむもの)				
	③組立型便槽式(①の組立型)				
	④組立型下水放流式(②の組立型)				
収 集 運 搬 機 材 等	種類	能力	台数	能力	台数
	バキューム車	t車	台	t車	台
	パッカー車	t車	台	t車	台
	平積み車	t車	台	t車	台
			台		台
			台		台
処 理 施 設	種類	処理能力	平均日処理量		
	し尿	キログラム/日	キログラム/日		
	ごみ焼却等	t/日	t/日		
	ごみ受入条件				

災害復旧事業に対する支援助制度

I 災害廃棄物とは

災害によって一時的に大量に発生した廃棄物をいう。

国庫補助制度では、このような災害廃棄物について、市町村及び一部事務組合が生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために実施する事業や、災害により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧のための事業を補助対象としている。

II 支援助制度概要

1 補助金：災害廃棄物処理事業国庫補助金（環境省所管）

(1) 交付対象団体 市町村及び一部事務組合

(2) 交付対象事業 ア 災害廃棄物の収集、運搬、処分に係る事業
 (委託先は民間事業者市町村及び一部事務組合)
 イ 仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業

(3) 補助率 2分の1

2 補助金：廃棄物処理施設災害復旧費補助金（環境省所管）

(1) 交付対象団体 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センター

(2) 交付対象事業 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センターが設置した廃棄物処理施設の災害復旧事業（事務所、倉庫、公舎等の施設は除く）

(3) 補助率 2分の1（新潟県中越地震による被害を受けた施設は10分の8）

3 地方債：災害復旧事業債

(1) 起債対象事業 ア 補助災害復旧事業 法に基づき国が補助または負担する災害復旧事業

イ 直轄災害復旧事業 国が直接行う災害復旧事業（地方負担分）

ウ 単独災害復旧事業 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業や対象外施設の災害復

旧事業、国庫補助（負担）制度のない施設の災害復旧事業、災害基本法に基づく地方税等の減免及び災害対策事業、地方公営企業等に係る小災害復旧事業、火災復旧事業

(2) 充当率及び交付税措置率

補助(負担)金の種類		過年度 (%)		現年度 (%)	
		起債充当率	交付税措置	起債充当率	交付税措置
補助災害	公共土木施設	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
直轄災害	公共土木施設	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
単独災害	公共土木施設	100	47.5～	100	47.5～
	農地農林施設	65	85.5	65	85.5
	地方公営企業	100	なし	100	なし
	火災復旧事業	100	なし	100	なし

※ 普通交付税算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要の増加又は財政収入の減少がある場合、特別交付税の対象となる場合がある。

II 災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧費補助金フロー

1 電話による報告

・災害が発生し、被害内容が国庫補助対象に該当するものと思料される場合、被害の概況、被害の概算額等について、被災団体から県を經由して環境省廃棄物対策課に電話で報告。

2 災害報告書の提出

・災害廃棄物処理事業費補助金は「災害廃棄物処理事業の報告について」、廃棄物処理施設災害復旧費補助金は「廃棄物処理施設被害状況の報告について」を作成し、原則として災害発生後14日以内に県を經由して環境大臣あて提出。

3 実地調査の実施

- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日会発第737号）により災害現場において実地調査を行う。
- ・環境省調査官に対し、関東財務局職員が立ち会う形式で実地調査を行い、災害現場の調査や災害報告書の内容等について、被災団体からリスニングを行う。
- ・豪雨等による水害で、既に水が引いて現地が復旧されている場合は、記録写真、雨水量のデータ等を基に机上にて調査を行う場合がある。
- ・実地調査終了後、環境省調査官と関東財務局職員が協議を行い査定額を決定。両省の職員が実地調査報告書に査定額を記入し、被災団体に対し即日伝達される。

4 国庫補助対象事業限度額表の通知

- ・実地調査の査定額に基づき、環境省より国庫補助対象事業限度額表が通知される。
- ・補助予定額は、各交付要綱の交付額の算定方法により事業費の2分の1となる。

5 国庫補助金交付申請書の提出

・各交付要綱の様式により、限度額通知に定められた期限までに環境省へ交付申請書を提出する。（通常は、事業完了後に実績報告書を併せた精算交付申請書を提出するが多い。）

6 国庫補助金交付決定及び確定通知書の通知

・環境省に交付申請書が到達した日から原則として7週間以内に交付決定通知書及び確定通知書が通知される。

7 国庫補助金請求書の提出

・被災団体は県出納長あてに国庫補助金請求書を上記5及び6の書類の写しを添付して提出する。

8 支払計画表の示達

・財務省会計センターより県出納長あてに国庫補助金の支払計画表が示達される。

9 国庫補助金の支出

・支払計画表の示達日以降に環境省から被災団体に対し国庫補助金が支出される。

○ 関係法令

・災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費の取扱いについて（平成16年10月6日環廃対発第041006002号）

・災害廃棄物処理事業費の国庫補助金について（平成16年10月6日環廃対第041006001号）

・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（平成17年3月17日環廃対第050317002号）

Ⅲ 災害報告書の作成に係る留意事項

災害廃棄物処理事業費（し尿処理）関係

1 事業費算出について

- ① 生し尿の汲み取り分に限定されるため、浄化槽分の汲み取り量は対象外。
- ② 職員の超過勤務手当等の人件費や事業に係る諸経費は対象外。
- ③ 各便槽容量の合計量の2分の1の量が対象となる。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

縮尺1/25,000～1/50,000の白地図等に以下の項目を図示又は明示すること。

- ① 被災区域の色分け
- ② 汲み取り箇所及び冠水区域（道路冠水区域等）
- ③ 下水道処理区域（整備区域と未整備区域の範囲を示す。）
- ④ 雨量観測地点
- ⑤ 罹災写真の撮影位置
- ⑥ 行政界

(2) 被災写真について

収集作業、あふれた便槽の様子、汲み取り状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。（デジタルカメラ可）

(3) その他参考となる資料について

- ① アメダス日報（気象庁観測所データ）
- ② 消防署等において自治体独自で計測した降雨量のデータ
※ 区域全体を網羅したもので、少なくとも4箇所以上で観測されたデータ
- ③ 上記のデータが正確に計測されたことを保証する証明書（原本証明書や首長から環境大臣あての確約文書）
- ④ 台風進路図（関東地域が拡大されたもの。）
- ⑤ ライフラインの寸断など罹災状況を伝える新聞記事等の写し
- ⑥ 自治体の手数料条例
- ⑦ 業者委託によりし尿処理を行った場合、委託契約書、委託業者の運行日誌、確実に汲み取りを行った証明（伝票や集計表等）、汲み取りし尿の処分先（し尿処理施設）の計量証明書等の写し

災害廃棄物処理事業費（ごみ処理）関係

1 事業費算出について

- ① 直営による回収費用（労務費）は対象外だが、委託による場合は対象。
- ② 豪雨により河川等から流出した廃棄物は河川管理者が処分すべきものなので対象外。この場合、家庭から排出されたものか河川等から排出されたものか判断が難しいため被災写真等により判断を行い実地調査の際に査定し、按分する。
- ③ 廃家電の処理費用については、別途算出する。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

災害廃棄物の一時保管場所を明示する。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

(2) 被災写真について

ごみ集積所、収集作業、一時保管場所での保管状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。（デジタルカメラ可）

(3) その他参考となる資料について

業者委託によりごみ処理を行った場合、委託契約書の写し等を添付。その他は「し尿処理」①～⑥までと同じ。

廃棄物処理施設災害復旧費関係

1 事業費算出について

一般廃棄物処理施設において、廃棄物を処理するラインに直接影響を及ぼす設備に係る復旧費用についてのみ対象となる。そのため警備機器、業務用以外のエレベーター、空調関係機器関係の修理費用及び冠水した公用車等の修繕費用等は対象外となる。

2 添付資料について

(1) 行政区域図について

被災施設の位置を明示すること。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

(2) 平面配置図

縮尺1/100～1/500程度の平面配置図に被災部分、浸水区域、写真撮影箇所を図示又は明示すること。

(3) 被災写真について

損傷、浸水箇所等について出来る限り詳細に撮影し平面配置図に撮影位置を明示すること。(デジタルカメラ可)

(4) その他参考となる資料について

各設備の復旧工事の見積書の写しを添付。その他は「し尿処理」①～⑥までと同じ。

※ 豪雨による災害の場合、気象データにおいて一時間当たりの降雨量が15mm、一日当たりの降雨量が150mmを超えていなければ災害認定されない。





古紙配合率100%再生紙を使用しています